

I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメ2頁60行目において、「構成要件的结果発生危険性を包含する実行行為を行い、現に結果が発生しているのに責任を負わせないとするのは不相当である」とあるが、なぜ不相当と言えるのか。
2. 検察レジュメ2頁62行目において、「お互い致死量の半分の毒を盛ったような重疊的因果関係において条件関係が認められる」とあるが、常に認められるものなのか。
- 10 3. 検察レジュメ3頁90行目において、「現実に異なる二者の行為が競合している場合」とあるが、競合しているとは具体的にどのような場合か。

II. 学説の検討

A 説(修正条件関係説)について

- 15 検察側は、実行行為による結果が発生しているにも関わらず責任を負わせるのは不相当であると考えている。しかし、条件関係をそのまま当てはめると結果が不当になるという結果ありきの考え方と言わざるを得ない。また、XYは共犯関係になく互いの因果関係に影響を及ぼし合っている関係ではないのに、XYの実行行為を両方とも取り除いて因果関係を評価するのは矛盾しており、そのような評価方法で責任を負わせるのは妥当ではない。¹²
- 20 よって、弁護側はA説を採用しない。

B 説(結果回避可能性説)について

- 条件関係は事実と結果の結びつきを第一に考えるにも関わらずこの説はその結びつきの有無を考慮する前に規範に限定を加えているため、妥当ではない。
- 25 よって、弁護側もこの説を採用しない。

C 説(合法則的關係説)について

- 択一的競合の事例において、そもそもどちらの行為によって結果が発生したのか明確でないため、経験則・自然法則に従った説明が困難であり妥当性を欠く。
- 30 よって、弁護側もこの説を採用しない。

D 説(条件関係説)について

- 検察側は「両者ともに単独で見れば条件関係が肯定されるのに、条件関係を否定するのは結論として不合理である。」という理由で、D説を否定している。しかし、他方の劇薬のみが効いて死亡した可能性を排除できない以上、刑法の「疑わしきは被告人の利益に」の原則から、条件関係を否定しなければならない³。また、因果関係とは実行行為と結果のつ
- 35

¹ 松原芳博『刑法総論』(日本評論社,2013年)62頁。

² 西田典之『刑法総論[第二版]』(弘文堂,2010年)96頁。

³ 井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣,2012年)123頁。

ながらであり、条件関係を基礎にして、さらに客観的帰責の範囲を規範的に限定するものである⁴。共犯関係にない場合にまで両者の行為を一括して取り除いて考えるという修正を画一された条件公式にくわえるのは、「結果が不合理である」という理由以外の何者でもなく、この修正は便宜的に過ぎる⁵。よって、法的因果関係の基礎となる条件関係は画一された「あれなければこれなし」という条件公式を用いてより明確にすべきである。

よって、弁護側はD説を採用する。

Ⅲ. 本問の検討

第1. Xの罪責

10 1. 看護師であるXが入院患者Aに風邪薬を支給すべきところ、過失によって致死量の劇薬を支給した行為について業務上過失致死罪(211条前段)が成立するか。

2. 「業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復・継続してなされるものであって、他人の生命・身体に危害を加えるおそれのあるものをいうところ、看護師としての仕事はこれに含まれる。

15 では、「必要な注意を怠」ったといえるか。過失犯の構造が問題となる。

争いあるも、法律上要求される注意義務を果たしてもなお結果が発生した場合には、社会的相当性を有する行為として違法性を阻却すべきである。また、構成要件は違法類型であるから、かかる場合には構成要件該当性が否定される。

したがって、「必要な注意を怠」ったとは注意義務違反を指すと考えるべきである。

20 本件についてみると、看護師たるXは仮に入院患者に投与する薬を誤って投与した場合にはその患者の生命・身体に危害を及ぼすおそれが高く、薬に誤りが無いよう入念に確認すべき注意義務があるといえる。そして、本人の過失により投与すべき風邪薬ではなく致死量の劇薬を支給しているのであるから、かかる義務に違反したといえる。

よって、「必要な注意を怠」ったといえる。

25 3. そして、Aは死亡している。

よって、Xに業務上過失致死罪(211条前段)が成立するように思える。

4. もっとも、Aが死亡するにあたって、別の看護師Yも過失によりXが支給したものと全く同種同質の劇薬を致死量支給しているため、Aの死亡はどちらの劇薬の作用によるものか明らかでない。

30 よってXの過失行為とAの死亡結果の間に因果関係が認められないのではないか。

そもそも因果関係とは、当該行為と結果との間に重い刑法的評価を加えることが可能なほどの関係を認めうるかという法的評価の問題である。

したがって、因果関係が認められるためにはXの過失行為がAの死亡という結果を引き起こしたといえなければならず、AがXの支給した劇薬により死亡したと明確にはいえない以上、本問において因果関係は認められないと考えるべきである。

35 確かに、致死量の半分の劇薬を投与した場合には重疊的に因果関係が認められる場合があるため、結論妥当性を欠くかのように思われるが、偶然に行為が重疊した場合には相当

⁴ 西田・前掲 93 頁。

⁵ 西田・前掲 96 頁。

因果関係が否定されるため、重疊的因果関係は認められない。

本件では、XとYとの間に意思の連絡は無く偶然にXの過失行為とYの過失行為が同時になされているに過ぎないのであるから、仮にXとYが支給した劇薬が致死量の半分であったという場合においても重疊的因果関係は認められない。

5 以上より結論妥当性を欠くことは無く、因果関係は認められない。

5. したがって、Xに業務上過失致死罪(211条前段)は成立しない。

第2. Yの罪責

看護師Yが、Aに風邪薬と一緒に飲む予定の胃薬を支給すべきところ、過失により致死量の劇薬を支給した行為について業務上過失致死罪(211条前段)が成立するか問題となるも、

10 Yの過失行為はXの過失行為と構成要件的に同価値であるから、Xと同様の検討をすることになる。

したがって、Yについても自身の過失行為とAの死亡との間に因果関係が認められず、Yの行為に業務上過失致死罪(211条前段)は成立しない。

15 IV. 結論

X・Yはなんら罪責を負わない。

以上